

議案第16号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように  
制定する。

令和4年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

会計年度任用職員の給与に関する用語の整理その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

令和 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年羽曳野市条例第382号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「の各号」を削る。

第6条中「の各号」を削り、同条第1号中「、有料」を「有料」に改める。

第9条中「代休日)」を「代休日。以下「休日等」という。)」に改める。

第11条の2中「規程で」を「管理者が」に改める。

第15条の2第2項中「企業職員の修学部分休業に関する規程(平成24年羽曳野市水道事業管理規程第1号)第1条に規定する修学部分休業」を「修学部分休業(当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)」に改める。

第17条第1項中「職員(」を「企業職員(」に改め、同項第1号中「報酬(」を「給料、通勤手当、」に、「及び夜間勤務手当に相当する報酬を含む。)」を「、夜間勤務手当」に改め、同条第2項中「羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第22号)の規定を準用する」を「市長部局の会計年度任用職員の例による」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>第5条の2・第5条の3 省略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第7条・第8条 省略</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第9条 休日勤務手当は、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年羽曳野市条例第2号)第10条第1項に規定する休日(同条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。</p> <p>第10条・第11条 省略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第11条の2 第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条に規定する週休日又は休日等に管理者が定める事務に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>第12条～第15条 省略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第15条の2 1 省略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する部分休業又は<u>修学部分休業(当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部に</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 扶養手当の支給については、<u>次の各号</u>に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>第5条の2・第5条の3 省略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 通勤手当は、<u>次の各号</u>に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は、<u>有料</u>の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第7条・第8条 省略</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第9条 休日勤務手当は、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年羽曳野市条例第2号)第10条第1項に規定する休日(同条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。</p> <p>第10条・第11条 省略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第11条の2 第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条に規定する週休日又は休日等に<u>規程</u>で定める事務に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>第12条～第15条 省略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第15条の2 1 省略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する部分休業又は<u>企業職員の修学部分休業</u>に関する規程(平成24年羽曳野市水道事業</p>

について勤務しないことをいう。)をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない時間 1 時間につき、管理者が定める勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 15 条の 3～第 16 条 省略

(会計年度任用企業職員の給与)

第 17 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(以下「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号により採用された会計年度任用企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

(2) 省略

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、市長部局の会計年度任用職員の例による。

以下省略

管理規程第 1 号)第 1 条に規定する修学部分休業をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない時間 1 時間につき、管理者が定める勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 15 条の 3～第 16 条 省略

(会計年度任用企業職員の給与)

第 17 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(以下「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号により採用された会計年度任用企業職員 報酬(特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬を含む。)及び期末手当

(2) 省略

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 22 号)の規定を準用する。

以下省略